



ARMS  GYM

Information

ご入会と
お手続きのご案内



料金システム

料金システム

入会金・その他

会員種別	料金(税込)	備考
入会金	11,000円	初回のみ
体験料	2,200円	初回のみ
ビジター ※札幌のみ	3,300円	登録料1,080円 (初回のみ)
親子割引 兄弟割引	-1,100円 (-550円)	※2人目から

月会費

会員種別	料金 (16日以降)	備考
デイトム (通い放題)	6,600円 (4,400円)	主婦にピッタリ
月2日 (忙しい方に)	6,050円 (3,850円)	※超過利用はビ ジター料金となり ます。 (登録料不要)
フリー (通い放題)	11,000円 (6,600円)	1番 おトク
キッズ・ユース フリー	6,600円 (4,400円)	中学生まで

※表示価格は全て税込です。

料金システム

DGC月会費

会員種別	DGC料金(税込)
月4レッスン	22,000円
月8レッスン	33,000円
ワンタイム (会員・都度払い)	5,500円
ビジター (非会員)	11,000円

パーソナル月会費(オプション)

会員種別	パーソナル料金(税込) ※月会費に追加
月2時間	+9,900円
月4時間	+18,700円
ワンタイム (会員・都度払い)	30分 2,750円 60分 5,500円
ワンタイム (非会員)	11,000円

※表示価格は全て税込です。

料金システム

レンタルロッカー(オプション)

会員種別	料金(税込)
1ヶ月	+1,650円

資材レンタル(都度払い)

会員種別	料金(税込)
グローブ(軍手つき)	300円
レガース	300円
スパーリングセット	700円
柔術着セット	700円
柔術帯	200円

※表示価格は全て税込です。

お支払い方法

お支払種別	引落日・決済日	備考
金融機関口座引落	3日	<p>都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、 信用金庫、信用組合 等</p> <p>※ ネット銀行はご利用いただけません。 ※ 指定銀行が休業日の場合は、翌営業日のお引落となります。 ※ 引落手数料150円が、お引落毎に加算されます。</p>
クレジットカード 自動決済	10日	<p>     </p> <p>VISA・Mastercard・American Express・ Discover・Diners Club・JCB</p>

スポーツ保険について

加入は任意です。
万が一の際に加入されることをお勧めしています。

【加入団体】

公益財団法人 スポーツ安全協会

【保障期間】

加盟手続き日～翌年3月31日

※年度ごとの更新となります。

※詳細は[スポーツ安全協会のWEBサイト](#)をご覧ください。

区分と掛金

区分	掛金	コード
大人	1,950円	A1
中学生以下	850円	C

手数料と継続に必要な費用について

口座振替手数料	150円 / 振替1回につき	月会費のお支払いが金融機関口座振替の方
再請求手数料	220円 / 1請求につき	月会費のお支払いが遅延している方で2回目以降の請求から
スポーツ保険料	大人 1,950円 / 年度 中学生以下 850円 / 年度	保証期間は、4月1日～翌年3月31日まで

会員種別の変更

変更期日

会員種別	締切日	備考
月会費変更 (減額)	前月10日	
月会費変更 (増額)	即時 ※1	※差額を現金または クレジットカードでお 支払。
休会	前月10日	
復会	即時 ※1	※差額を現金または クレジットカードでお 支払。
退会	当月10日	

※1 当月10日以降のお手続きの場合は、引落やカード決済の変更が
間に合わない為、翌月も現金もしくはクレジットカードのお支払となります。

お支払方法の変更

● 変更期日

- 希望する月の前月10日まで

お支払種別	引落日・決済日	備考
銀行口座引落※	3日	都市銀行 地方銀行 ゆうちょ銀行 信用金庫 等
クレジットカード 決済	10日	VISA・JCB・ Mastercard・America n Express・Discover・ Diners Club

※指定銀行が休業日の場合は、翌営業日のお引落となります。



会員規約

会員規約 -1

第1条（名称）

当団体は「ARMS GYM」(以下、「当団体」という)と称す。

第2条（経営・運営）

当団体の経営及び運営管理は株式会社 JAMが行う。ただし、フランチャイズ店舗に関しては、フランチャイズ店舗の代表者が経営および運営管理を行い、株式会社 JAMは会員管理システムの提供のみを行う。

第3条（会員）

本規約に定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、当団体が入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員という。

第4条（入会契約の締結）

当団体に入会しようとする者は、本規約及び利用施設等の規則を承認し、当団体と入会契約を締結しなければならない。

第5条（入会資格）

会員は、次の各項の全てに該当すること。

- (1) 会員としてふさわしい品行と社会的信用がある者。
- (2) 規約を遵守する者。
- (3) 事務局及びインストラクターの指示に従い、会員相互の調和が図ることができる者。
- (4) 健康状態が良好な者。
- (5) 会員として社会が不相当と認める事由のない者。
- (6) 反社会的団体(暴力団及び過激行動団体)に関与していない者。
- (7) その他、前各号に準ずる事由のない者。

第6条（未成年者の取り扱い）

未成年者が会員になろうとするときは、その親権者は自らが会員になった場合と同様、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこと。

会員規約 -2

第7条 (会員の種類・月会費)

当団体の会員は次の会員の種類のとおり、月会費を納入すること。ただし、下記月会費に記載のない施設は、適用される会員の種類の通り納入すること。ただし、下記料金は全て税抜表示とする。

(1)	デイトタイム会員	1ヶ月4日まで受講(平日日中のみ)	6,000円
(2)	月2日会員	1ヶ月2日まで受講	5,500円
(3)	フリー会員	1ヶ月の受講上限なし	10,000円
(4)	キッズユース会員	1ヶ月4回まで受講	6,000円
(5)	DGC4日会員	1ヶ月4回まで受講	20,000円
(6)	DGC8日会員	1ヶ月8回まで受講	30,000円

尚、パーソナルトレーニング等の別途オプション料金は月会費と合算にて納入すること。

第8条 (会員資格の期間)

会員資格の有効期限は、退会時まで有効とする。

第9条 (入会手続き)

当団体に入会を希望する者は、次の手続きを行うこと。

- (1) 所定の入会登録フォームに必要事項を入力し、当団体に申請すること。
- (2) 当団体は入会資格の審査を行い、適当と認められた者を入会承認する。
- (3) 当団体は、その自由な裁量により入会を承認し、または承認しないことができる。また、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとする。
- (4) 保健加入を希望する場合には、スポーツ保険料(一般 1,950円、中学生以下 850円)を納入すること。
- (5) 入会初期費用(入会月と翌月の 2ヶ月分の月会費と入会金)の支払いが確認できた時点で、入会手続き完了とする。ただし、入会希望月を超えて 7日間、入会初期費用の支払いが確認できない場合は、自動で入会キャンセルとし、キャンセルに関する通知の必要はないものとする。

第10条 (入会金)

当団体の入会金は 10,000円(税別)とし、入会金は如何なる場合も返還しないものとする。

会員規約 -3

第11条（月会費・入会金・振替・超過受講料の支払い）

会員は利用の有無にかかわらず、月会費を退会まで当団体に納入すること。また、当団体の支払いは、次の各号に掲げる方法のものとする。

- (1) 月会費の支払いは、金融機関口座振替またはクレジットカード決済とする。（金融機関口座振替は、別途 150円の手数料が発生します。）
- (2) 金融機関口座振替は、当月分を当月 3日に支払い、金融機関が休業日の場合は翌営業日に支払う。尚、集金代行は株式会社カワイアシストが行う。
- (3) クレジットカード決済は、当月分を当月 10日に支払う。クレジットカードの有効期限が切れた場合や、登録したクレジットカードに変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行う。尚、クレジットカード会社は、VISA / MasterCard / AmericanExpress / JCB / Discover / DinersClub が使用でき、決済代行は Square株式会社が行う。
- (4) 入会初期費用（入会月と翌月の 2ヶ月分の月会費と入会金）は、入会時に現金、銀行振込またはクレジットカード払いで納入すること。
- (5) 受講日数を超過して受講する場合は、超過分として、3,000円（税別）を現金またはクレジットカード払いで納入すること。
- (6) 相互利用不可の系列店舗をご利用の場合は、利用料を現金またはクレジットカード払いで納入すること。
- (7) 当月内に回数を消費できなかった場合でも、翌月以降への振替はできない。ただし、キッズおよび DGC会員は、1レッスンのみ翌月へ振替ができる。
- (8) 当月分の月会費の支払いが遅れた場合は、再請求の支払い期限までに速やかに支払う。再請求の支払い期限を超過した場合、手数料として 1請求につき200円（税別）を支払う。

第12条（会員種別の変更）

月会費の異なる会員種別へ変更の場合、次の手続きにより変更することができる。

- (1) 会員種別を変更について、現行の会員種別より月会費が低い種別への変更の場合、会員種別変更届を変更する月の前月 10日までに提出すること。
- (2) 会費の高い種別への変更については、現行の月会費との差額を、現金またはクレジットカード払いで納入することで当月より変更することができる。

第13条（除名）

当団体は、会員が次の各項のうち一つに該当した場合、会員資格の停止または除名することができる。

- (1) 月会費、利用料等の支払いを 2ヶ月間滞納し、徴収期限の催告に応じない場合。
尚、除名の場合の滞納金は全額利用の有無にかかわらず徴収し、催告状の発行手数料は別途 1,000円（税別）を徴収する。
- (2) 当団体が利用する施設等を故意にき損（効用を害する場合も含む）した場合。
- (3) 当団体の運営を故意に妨害した場合。
- (4) 法令、本規約その他当団体の定める規則に違反した場合。
- (5) 当団体の名誉もしくは信頼を傷つけた場合。
- (6) 当団体の秩序を乱した場合。
- (7) 入会登録情報に偽りがあった場合。
- (8) 第5条に定める会員としての資格条件が欠けていることが判明した場合。

会員規約 -4

第14条（退会・退会手続き）

会員は本人の都合により、次の手続きにより退会することができる。

- (1) 退会する場合は、退会届と会員証を当月 10日までに提出すること。尚、11日以降の退会届は翌月末日の退会とする。
- (2) 退会届を提出した日に属する月の月会費は返還できません。
- (3) 会員の不慮の事故・これに準ずる事由の場合は、当団体と会員の親族と協議の上、退会させることができる。
- (4) 上記にかかわらず、会員が死亡した場合は、当然に退会とする。

第15条（休会・休会費・休会手続き）

会員は1ヶ月以上の期間、当団体を利用できない事由が生じた場合には、以下の手続きにより、休会届を提出し、当団体の承認を受けて休会することができる。また、休会手続きを行った当該月より復会するまでの期間中、事務手数料として 1,500円(税抜)を支払うこと。

- (1) 休会する場合は、休会届を休会を希望する月の前月 10日までに提出すること。11日以降の休会届は翌々月の休会とする。
- (2) 休会届を提出した日に属する月の月会費は返還できない。

第16条（復会・復会手続き）

休会中の会員は、復会しようとする時、次の手続きにより復会することができる。

- (1) 復会する場合は、復会届を提出することにより、いつでも復会できるものとする。
- (2) 復会届は、復会する月の 10日までに提出された場合は、当月分の月会費から休会費 1ヶ月分の差額、11日以降に提出された場合は、当月と翌月の 2ヵ月分の月会費から休会費 2ヶ月分の差額を、現金またはクレジット払いで納入すること。ただし、復会する月の前月 10日までに復会届を提出した場合は、差額の納入はないものとする。

第17条（会員資格の喪失）

会員は、除名・退会の場合、その資格を喪失する。

第18条（会員資格の譲渡禁止）

会員資格は、如何なる場合にも譲渡することはできない。

会員規約 -5

第19条（名義の変更）

会員は、如何なる場合も名義を変更することはできない。

第20条（事故責任）

会員は、自己の責任と危険負担において、当団体を利用する。また、会員の間で生じた損害・盗難等の人的・物的事故については、一切の責任を負わないものとする。ただし、当団体に故意または重大な過失があった場合はこの限りではない。さらに会員は、当団体の利用に際し、自己の責任に帰すべき事由により、当団体または第三者に対して損害を与えた場合は賠償責任を負うものとする。

第21条（トレーニングセンターの廃止・利用制限）

当団体は、天災地変、感染症の蔓延、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合や施設の改装・整備等の場合、経営上必要であると認められた場合、当団体はトレーニングセンターの全部または一部について、廃止または会員の利用を制限することができる。

第22条（休講）

当団体は、当団体の都合により、休講することができる。ただし、休講が決まった際は、速やかに会員へ WEBページもしくは所定の方法で通達する。ただし、天災地変・動力源と途絶等、事実上施設利用が不可能な場合、または、その危険が予想される場合は、臨時休講する場合がある。この場合は、当団体が免責されることとする。

第23条（規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項、および業務遂行上必要な事項については、別途当団体が定めるものとする。

第24条（規約等の改訂）

当団体は、本規約および規約に定めのない業務上必要な事項について、改訂および変更することができる。この効力はすべての会員に及ぶものとする。

プライバシーポリシー(個人情報保護方針)

ARMS GYM(以下「当団体」)は、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進致します。

1. 個人情報の管理

当団体は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行ないます。

2. 個人情報の利用目的

お客さまからお預かりした個人情報は、当社からのご連絡や業務のご案内やご質問に対する回答として、電子メールや資料のご送付に利用いたします。

3. 個人情報の第三者への開示・提供の禁止

当団体は、お客さまよりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。

- ・お客さまの同意がある場合
- ・お客さまが希望されるサービスを行なうために当社が業務を委託する業者に対して開示する場合
- ・法令に基づき開示することが必要である場合

4. 個人情報の安全対策

当団体は、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じています。

5. ご本人の照会

お客さまがご本人の個人情報の照会・修正・削除などをご希望される場合には、ご本人であることを確認の上、対応させていただきます。

6. 法令、規範の遵守と見直し

当団体は、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努めます。

2017年5月1日 制定

3

重要事項等確認

重要事項の確認

※下記の項目を必ずご確認ください。

1. 当月内に受講できる回数に達しなかった場合でも、**翌月へ振替はできません**。(※会員規約 第11条)
2. **月会費の変更(減額の場合)**または**休会**を希望する場合、希望する月の**前月10日まで**に申請フォームから登録すると翌月に適応されます。これを過ぎた場合は翌々月からの適用となります。(※会員規約 第12条・第15条)
3. **退会**を希望する場合、**希望する月の10日まで**に申請フォームから登録すると当月末日にて退会できます。ただし、これを過ぎた申請の場合は、翌月末日の退会となります。(※会員規約 第14条)
4. **月会費を2ヶ月間滞納**した場合は**除名**とし、**滞納した月会費の支払い義務は退会後も無期限で継続**されます。(※会員規

約 第13条)

キャンペーン適用時の確認

※下記の項目を必ずご確認ください。

キャンペーンを適用して入会される方は、下記の事項を確認し、同意の上でご入会ください。

1. **入会月を含む6ヶ月間の継続利用が必要です。**
2. キャンペーン期間を終了してから、1週間以内に初期費用のお支払いが確認できない場合はキャンペーンの適用ができません。お早目にお手続きをお願いいたします。

4

入会申込

会員種別の変更

変更期日

会員種別	締切日	備考
月会費変更 (減額)	前月10日	
月会費変更 (増額)	即時 ※1	※差額を現金または クレジットカードでお 支払。
休会	前月10日	
復会	即時 ※1	※差額を現金または クレジットカードでお 支払。
退会	当月10日	

※1 当月10日以降のお手続きの場合は、引落やカード決済の変更が間に合わない為、翌月も現金もしくはクレジットカードのお支払となります。

お支払方法の変更

● 変更期日

- 希望する月の前月10日まで

お支払種別	引落日・決済日	備考
銀行口座引落※	3日	都市銀行 地方銀行 ゆうちょ銀行 信用金庫 等
クレジットカード 決済	10日	VISA・JCB・ Mastercard・America n Express・Discover・ Diners Club

※指定銀行が休業日の場合は、翌営業日のお引落となります。

ご入会手続きはLINEから

STEP1

まずは友達登録！



@081aamxc

STEP2

仮登録をする



STEP3

本登録をする



STEP4 初期費用のお支払い

LINEメッセージに初期費用のご案内が送信されます。
メッセージ内のURLから、クレジットカードにてお支払いください。

5

各種手続き

会員種別変更届

変更期日

会員種別	締切日	備考
月会費変更 (減額)	前月10日	
月会費変更 (増額)	即時 ※1	※差額を現金または クレジットカードでお 支払。
休会	前月10日	
復会	即時 ※1	※差額を現金または クレジットカードでお 支払。
退会	当月10日	

※1 当月10日以降のお手続きの場合は、引落やカード決済の変更が
間に合わない為、翌月も現金もしくはクレジットカードのお支払となります。

- 会員種別変更届

- QRコードを読み込んでお手続きをお願い致します。



退会届

- **変更期日**

- 当月10日までの手続きで
- 当月末日の退会

- **退会届**

- QRコードを読み込んでお手続きをお願い致します。

